

○岡山市都市計画に関する公聴会規則

平成 14 年 10 月 1 日
市規則第 155 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 16 条第 1 項の規定により市が行う公聴会に関し、開催の手續、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第 2 条 市長は、都市計画の案を作成しようとする場合において、輕易な変更等特に必要がないと認める場合を除き、公聴会を開催するものとする。ただし、第 4 条第 1 項の規定による公述の申立て及び同条第 2 項の規定による意見書の提出がない場合は、公聴会の開催を中止し、その旨を速やかに公告するものとする。

(開催の公告等)

第 3 条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の日の 3 週間前までに、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 都市計画の種類
- (3) 意見を聴こうとする都市計画の案(以下「都市計画原案」という。)の概要
- (4) 都市計画原案の縦覧場所及び期間
- (5) 意見の申立ての方法
- (6) その他公聴会の開催に関し必要な事項

2 前項の公告は、岡山市公告式掲示板に掲示するほか次の各号に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 岡山市広報誌への掲載
- (2) 岡山市ホームページへの掲載

3 市長は、第 1 項の公告の日の翌日から 2 週間、都市計画原案を公衆の縦覧に供するものとする。

(意見の申立て)

第 4 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第 3 項の縦覧期間満了の日までに、意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申立書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の者以外で意見を有する者は、前条第 3 項の縦覧期間満了の日までに、都市計画原案に対し意見書を提出することができる。

(公述人の選定等)

第 5 条 公述申立書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、公述申立書に記載された意見の内容が都市計画原案に関係がないと認められる場合は、この限りでない。

2 市長は、公述申立書を提出した者のうち、同趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定することができる。

3 市長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人に対し、その発言時間を制限することができる。

4 市長は、あらかじめ公述人に対し、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 公聴会の日時及び場所
- (2) 第 3 項の規定により発言時間を制限する場合はその旨及び発言時間

(3) その他市長が必要と認める事項

(議長)

第 6 条 公聴会は、市長の指名する市の職員が議長として主宰する。

(公述人の発言)

第 7 条 公述人は、議長の指示に従って発言しなければならない。

2 公述人は、都市計画の案を作成する市の職員と、あるいは公述人相互間において質疑又は議論を行うことができる。

3 公述人以外の者は、公述人の意見について、議長の許可を得て発言することができる。

4 議長は、第 4 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨を発表するものとする。

(公聴会の秩序維持)

第 8 条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

2 議長は、公述人の発言が都市計画原案の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があったときは、公述人に対し、その発言を制限し、又は退場を命ずることができる。

3 議長は、前 2 項の措置を行っても、公聴会を継続することが困難であると認めるときは、公聴会を中止し、又は終了することができる。

(公聴会の延期)

第 9 条 市長は、災害その他やむを得ない理由により、第 3 条第 1 項の規定により公告した日時に公聴会を開催することができないときは、当該公聴会を延期することができる。

2 市長は、前項の規定により公聴会を延期しようとするときは、その旨を速やかに公述申立書を提出した者に通知するとともに、延期後の開催の日の 5 日前までに、延期後の開催期日及び場所を第 3 条第 2 項の方法により公告するものとする。

(記録の作成)

第 10 条 市長は、公聴会の記録を作成しなければならない。

2 前項の規定による記録には、次の各号に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

(1) 公聴会の日時及び場所

(2) 都市計画の種類

(3) 都市計画原案の要旨

(4) 公述人が述べた意見の要旨

(5) その他議長が必要と認めた事項

(見解書の作成)

第 11 条 市長は、公述人等が述べた意見に対する見解書を作成しなければならない。

2 市長は、法第 20 条第 1 項に規定する告示の日まで、公聴会の記録と見解書を公衆の縦覧に供するものとする。

3 市長は、法第 19 条第 1 項の規定により都市計画の案を岡山市都市計画審議会(以下「審議会」という。)へ付議しようとするときは、公聴会記録及び見解書の要旨を審議会へ報告するものとする。

(補足)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年市規則第 140 号)

この規則は、公布の日から施行する。